

予防接種センター機能推進事業

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部 予防接種課

目次

I. 予防接種法に基づく予防接種の概要.....	4
II. 予防接種センター機能推進事業の概要.....	8
III. 論点、見直しの方向性.....	11
IV. 参考資料.....	16



I . 予防接種法に基づく予防接種の概要

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の概要

目的

- 伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持に寄与する
- 予防接種による健康被害の迅速な救済を図る

予防接種の実施

- 対象疾病
 - A類疾病（主に集団予防、重篤な疾患の予防に重点。本人に努力義務。接種勧奨有り。定期予防接種の対象。）
ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん（はしか）、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、H i b感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）、水痘※、B型肝炎※、ロタウイルス感染症※、痘そう（天然痘）※、RSウイルス感染症※
 - B類疾病（主に個人予防に重点。努力義務無し。接種勧奨無し。定期予防接種の対象。）
インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症※、新型コロナウイルス感染症※、带状疱疹※ ※は政令事項。（現在痘そうの定期接種は実施していない。）
- 定期の予防接種（通常時に行う予防接種。）
 - ・ **実施主体は市町村**。費用は市町村負担（経済的理由がある場合を除き、実費徴収が可能。）
- 臨時の予防接種
 - ・ まん延予防上緊急の必要があるときに実施。**実施主体は都道府県**又は市町村。
 - ・ 努力義務を課す臨時接種（解除規定あり）と、努力義務を課さない臨時接種（弱毒型インフルエンザ等を想定）がある。

計画及び指針の策定

- 厚生労働大臣は、予防接種施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、予防接種基本計画を策定しなければならない。
- 厚生労働大臣は、特に予防接種を推進する必要がある疾病について、個別予防接種推進指針を予防接種基本計画に即して定めなければならない（現在は麻しん、風しん、結核、インフルエンザ）。

副反応疑い報告制度

- 医療機関等は、予防接種による副反応が疑われる症状等を知ったときは、（独）医薬品医療機器総合機構へ報告。
- 厚生労働大臣は、報告の状況について審議会に報告し、必要に応じて予防接種の適正な実施のために必要な措置を講ずる。
- 副反応疑い報告に係る情報の整理及び調査は（独）医薬品医療機器総合機構に委託可能。

健康被害救済制度

- 予防接種により健康被害が生じた場合には、医療費・医療手当、死亡した場合の補償（死亡一時金等）、障害年金等が支払われる。

審議会への意見聴取

- 厚生労働大臣は、予防接種施策の立案に当たり、専門的な知見を要する事項について、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。
（例）定期接種の対象年齢・使用ワクチンの決定、予防接種基本計画の策定・変更など

※ その他、国等の責務規定など所要の規定が存在

臨時接種について

- まん延予防上緊急の必要性があると認めるときに、厚労大臣又は都道府県知事の指示に基づき、都道府県又は市町村が行う臨時の接種のこと。
- 社会経済機能に与える影響、緊急性、病原性の強さに応じ、3つの類型に分かれている。

社会経済機能に与える影響
緊急性・病原性

◇ 臨時接種③（法6条3項）

- A類疾病のうち全国的かつ急速な蔓延により国民の生命・健康に重大な影響を与える疾病として厚生労働大臣が定めるもの
- 臨時接種の実施主体等については、以下のとおり。
 - ・ 厚生労働大臣が疾病を定めた場合に実施
 - ・ 厚生労働大臣が、都道府県知事、又は、都道府県知事を通じて市町村長に対し実施を指示

- 接種の努力義務：あり（※1）
- 実施主体による接種勧奨：あり（※1）
- 接種費用の負担
国全額（実費徴収不可）
- 健康被害救済の水準：高額
例：障害年金1級（約565万円／年）、死亡一時金（4,950万円）

◇ 臨時接種②（法6条2項）

- A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣の定めるもののうちまん延予防上緊急の必要性があると認めるとき
- 臨時接種の実施主体等については、以下のとおり。
 - ・ 厚生労働大臣が、都道府県知事、又は、都道府県知事を通じて市町村長に対し実施を指示

- 接種の努力義務：あり（※2）
- 実施主体による接種勧奨：あり（※1）
- 接種費用の負担（実費徴収不可（※3））
 - ・ 都道府県実施
国1／2、都道府県1／2
 - ・ 市町村実施
国1／2、都道府県1／4、市町村1／4
- 健康被害救済の水準：（※4）
例：障害年金1級（約565万円／年）、死亡一時金（4,950万円）

◇ 臨時接種①（法6条1項）

- A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣の定めるもののうちまん延予防上緊急の必要性があると認めるとき
- 臨時接種の実施主体等については、以下のとおり。
 - ・ 都道府県知事が、自ら、又は、市町村長に対し臨時接種を指示

- 接種の努力義務：あり（※2）
- 実施主体による接種勧奨：あり（※1）
- 接種費用の負担（実費徴収不可（※3））
 - ・ 都道府県実施
国1／2、都道府県1／2
 - ・ 市町村実施
国1／3、都道府県1／3、市町村1／3
- 健康被害救済の水準：（※4）
例：障害年金1級（約565万円／年）、死亡一時金（4,950万円）

（※1）政令で定めるものは除く

（※2）B類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚労大臣が定めるものについては努力義務なし／上記以外のB類疾病については、政令で定めるものは除く

（※3）B類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚労大臣が定めるものについては実費徴収可

（※4）特定B類に指定された場合は別途設定された額となる。例：障害年金1級（約440万円／年）、死亡一時金（生計維持者の場合3,850万円、生計維持者でない場合2,890万円）

政府行動計画のポイント

- 「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、**重点感染症を対象としたワクチンの研究開発**を平時から推進し、**研究開発の基盤を強化**。有事には、平時から構築された研究開発体制に基づき、大学等研究機関や製薬関連企業における研究開発を推進・支援する
- 平時から**予防接種事務のデジタル化**や接種の具体的な実施方法の検討等、着実に準備を進める。有事において速やかに**有効なワクチンを開発・製造・確保し、必要量を各接種場所に迅速に供給の上、円滑な接種を実施**する
- ワクチンに関し、**科学的根拠に基づく正しい情報の提供**を通じ、国民の理解を促進する

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> 「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づきワクチンの研究開発や、確保、供給、接種体制の構築に必要な準備を進める ワクチンに関する情報提供やDX、国際連携の取組を推進する 	<ul style="list-style-type: none"> 国内外の機関と連携し、病原体やゲノム配列データの情報を早期に入手し、研究開発を推進する ワクチンの生産や流通、接種に必要な体制について整備を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 流行株の変異状況や副反応等の情報に注意しながら、確保したワクチンの接種を迅速に進める 予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、ワクチン接種に関連するリスクミを行う
<p>①研究開発</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、研究開発 生産・供給体制の構築のために必要となる施策を実施 大規模臨床試験の実施を支援するための体制・環境を整備 プッシュ型及びプル型研究開発支援を推進 <p>②ワクチン確保</p> <ul style="list-style-type: none"> プレパンデミックワクチンの備蓄及びパンデミックワクチンの開発、製造に必要な体制や資材等の確保 <p>③接種体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 接種会場や接種に携わる医療従事者の確保、接種の優先順位の見直し等について整理 特定接種や住民接種の体制の整備を進める。 <p>④情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ワクチンに関する基本的な知識についてホームページ、SNS等を通じて情報提供を行い、国民の理解を促進 <p>⑤DXの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 予防接種事務のデジタル化を進め、迅速かつ正確な接種記録等の管理が行えるよう基盤を整備 <p>⑥国際連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ワクチンの研究開発のための国際的な枠組みに参画 	<p>①研究開発</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内外の機関と連携し、病原体やゲノム配列データ等の情報を早期に入手し、研究開発を行う関係機関に対し、分与・提供 パンデミックワクチンの研究開発支援として、優先的な相談対応、承認審査の実施、大規模臨床試験費用等を検討 産学官の研究開発関係者と情報共有し、相互連携を支援 治験が円滑に行えるよう医療機関やアカデミアとの連携を支援 開発されたワクチンについて、速やかに接種に移行できるよう薬事審査・承認のプロセスについて検討 <p>②ワクチン等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> プレパンデミックワクチンの有効性の検証 パンデミックワクチンの国内における開発・生産を要請するとともに、国際的な状況にも配慮し海外ワクチンの確保についても必要な対応を進める <p>③接種体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生した新型インフルエンザ等の病原性等の特性やその際の医療提供・国民生活・国民経済の状況を踏まえた接種の優先順位や接種体制の整備。また、大規模接種会場の設置や職域接種等の実施の可否について検討 	<p>①研究開発</p> <ul style="list-style-type: none"> 流行株の変異に留意しながら産学官が連携して研究開発を推進 <p>②ワクチンや接種に必要な資材の供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ワクチンや注射針、シリンジ等の資材が円滑に流通されるよう支援 <p>③接種の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 構築した接種体制に基づき接種を進める 流行株の変異に留意し、追加接種の必要も含め継続的な接種体制の整備に努める <p>④副反応疑い報告等</p> <ul style="list-style-type: none"> 予防接種データベースを活用し、副反応疑い報告で得られる情報や最新の科学的知見について収集し、国民への適切な情報提供を実施 <p>⑤情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、ワクチン接種に関連する情報の提供を行う 国民が正しい情報に基づいて接種の判断が行えるよう、科学的に正確でない受け取られ方がなされ得る情報への対応を行う

各項目に関する都道府県の役割

<ul style="list-style-type: none"> ワクチンの研究開発に係る人材の育成及び活用 ⇒大学等の研究機関支援、育成した人材の活用 接種体制の構築 ⇒医師会等の関係者と連携した平時からの訓練実施 	<ul style="list-style-type: none"> 接種体制の構築 ⇒医療従事者等の確保等、接種体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 接種体制 ⇒構築した接種体制に基づく接種の実施 情報提供・共有 ⇒予防接種に係る情報の住民への周知・共有
--	--	---

予防接種に関する基本的な計画 (平成26年3月厚生労働省告示第121号、令和7年3月31日最終改正)

予防接種基本計画改定

令和2年以降のいわゆる「コロナ禍」においては、予防接種行政においても、mRNAワクチンが登場し、短期間での開発・承認を行ったうえで、国民の幅広い層に速やかな接種を行うといった、未曾有の経験であった。また、その間に「ワクチン開発・生産体制強化戦略」（令和3年6月1日閣議決定）や「新型インフルエンザ等政府行動計画」（令和6年7月2日閣議決定）といった基本方針も策定されたこと等を踏まえ、令和7年3月31日の改正時に予防接種センター機能推進事業を活用した対応を明示。

第二 国、地方公共団体その他関係者の予防接種に関する役割分担 に関する事項

二 都道府県の役割

都道府県は、予防接種に関して、医師会等の関係団体との連携、管内の市町村間の広域的な連携の支援、国との連絡調整並びに保健所及び地方衛生研究所の機能の強化等に取り組む必要がある。例えば、予防接種に関わる医療従事者等の研修、地域の予防接種を支援するための中核機能を担う医療機関の整備及び強化、広域的な連携について協議する場を設けるための支援、緊急時におけるワクチンの円滑な供給の確保及び連絡調整、市町村における健康被害の救済の支援、予防接種の安全性の向上のための副反応疑い報告制度の円滑な運用への協力並びに予防接種の有効性の評価に資する感染症発生動向調査の実施への協力等に取り組むよう努める必要がある。

第六 予防接種の有効性及び安全性の向上に関する施策を推進するための基本的事項

四 予防接種関係者の資質向上

医療従事者は、被接種者及びその保護者に対して予防接種の効果及び副反応に関する丁寧な説明を行うこと、特に接種医は基礎疾患を有する者等に対する慎重な予診を行うことが重要である。

一方、近年、接種ワクチンの種類及び回数が増加していることに伴い、接種スケジュール等が複雑化しており、接種事故への懸念及びワクチンの最新知見を習得する必要性が高まっていることを踏まえ、厚生労働省は、文部科学省、都道府県及び市町村、医師会等の関係団体並びに関係学会等と連携し、医療従事者を対象とした予防接種に関する継続的な教育、研修の充実を図る。

例えば、都道府県が実施している予防接種センター機能推進事業や公益財団法人予防接種リサーチセンターが行う地方公共団体の予防接種行政担当者及び予防接種に従事する医療従事者向けの研修等を活用し、そうした予防接種従事者の人材の質・量ともの確保を目指す

Ⅱ. 予防接種センター機能推進事業の概要

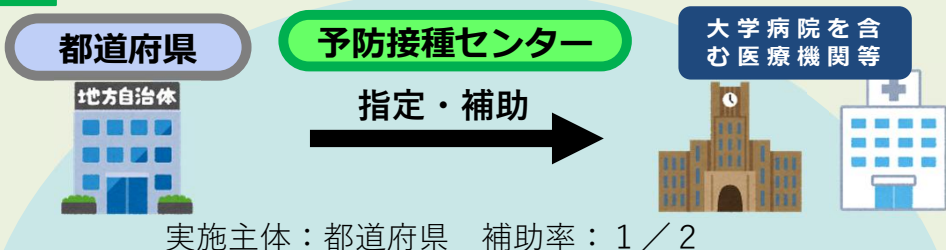


予防接種センター機能推進事業

R6年度予算額 → R7年度予算額 → R8年度予算額
 31百万円 → 31百万円 → 19百万円

事業目的・概要

予防接種センター機能推進事業については、次の感染症危機の対応において、都道府県は実施者として住民接種を実施するとともに、市区町村が住民接種を実施するにあたり市区町村を事務的、技術的に支援することが求められる。このため、都道府県は、平時から過去のパンデミックにおける大規模接種会場の運営経験や市区町村等との情報共有で得た知見等を集約するとともに、関係者との連携に努めることにより、パンデミック発生時に備えた接種体制を構築することが重要である。これを踏まえ、本事業を活用し、平時から都道府県も有事に予防接種・市区町村支援を実施することを想定し、市区町村では対応困難な医学的な知見が必要となる専門的な相談を住民から受け付ける相談窓口の設置、平時からの卸等との流通状況の把握や調整の円滑化、予防接種に関わる人材の育成、大学と連携した調査研究等を通じた予防接種の安全性や有効性についての知見創出に取り組む。



- (ア) 予防接種事業（予防接種要注意者に対する予防接種の実施）
- (イ) 休日・時間外の予防接種の実施
- (ウ) 医療相談事業
- (エ) 啓発事業（予防接種に関する知識や情報の提供）
- (オ) 従事者研修事業
- (カ) ワクチン流通情報収集事業（定期接種対象ワクチンの流通状況の把握）
- (キ) 予防接種についての知見の創出（地域課題研究）**
- (ク) 予防接種・感染症に関わる人材の教育**
- (ケ) 地域支援（自治体との連携、保健所、医療機関への情報提供、他の予防接種センターとの連携）**

次の感染症危機時に都道府県が機動的な対応を可能とすること等を目的に、令和6年度より、キ〜ケの事業メニューを創設



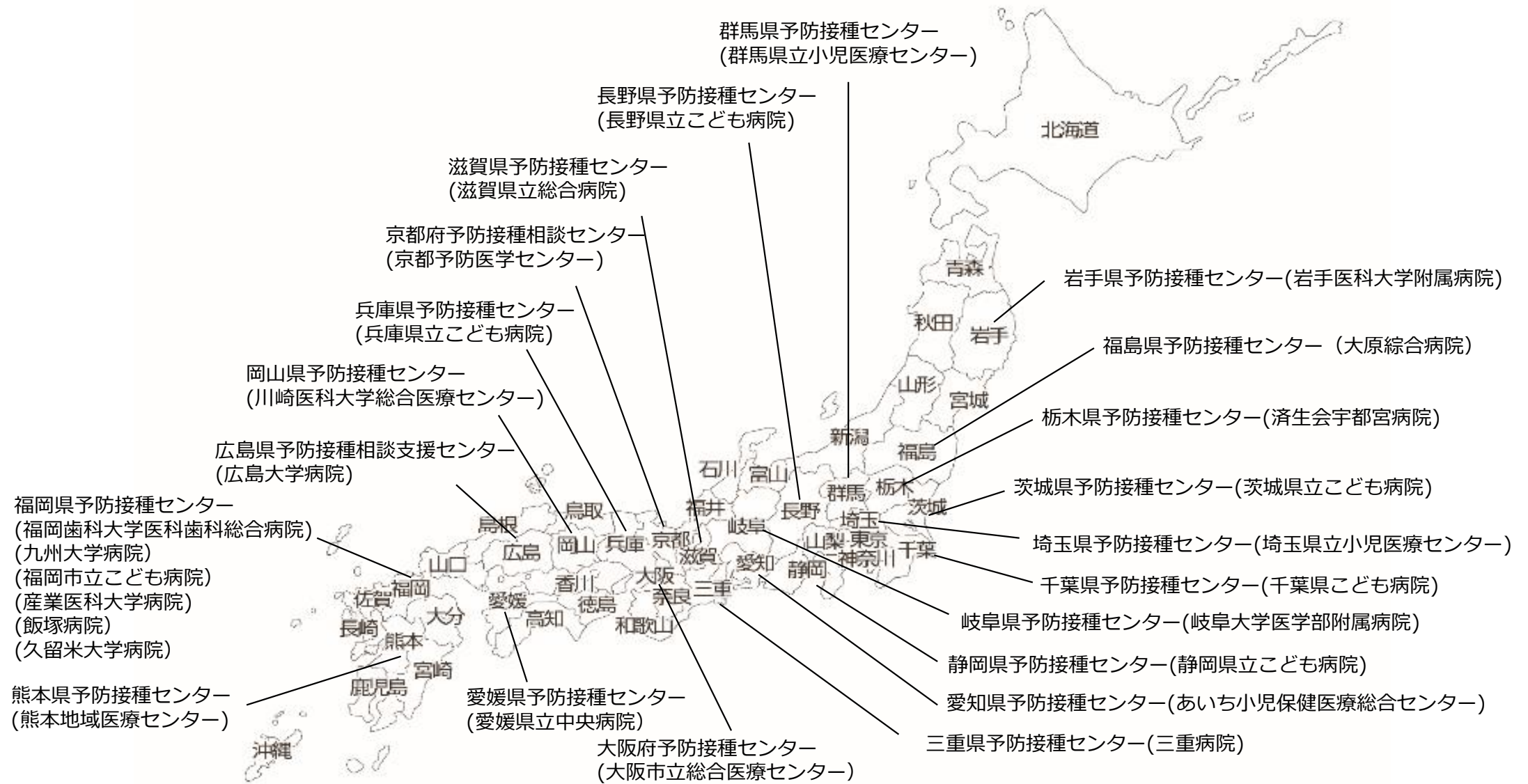
主な指標

- 【アウトプット（活動指標）】 予防接種センター機能病院の設置数件数、医療従事者向け研修の実施件数
- 【短期アウトカム（成果指標）】 予防接種機能センター機能を有している医療機関での相談件数
- 【長期アウトカム（成果指標）】 定期接種（A類疾病）の実施率

先行事例の取組

事業概要	県民が安心して予防接種を受けられる体制を構築するため、予防接種の実施に際して注意を要する者等（心臓血管系疾患等の基礎疾患を有する者、全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈した事のある者等）からの相談に対応し、接種を行うとともに、予防接種に関する情報提供等を実施。	
事業内容	(1) 予防接種の実施等 慎重に予防接種を実施する必要のある予防接種要注意者等に対する予防接種を市町村からの委託により実施。また、健康被害が発生した場合に迅速かつ適格な対応。	電話相談の様子
	(2) 医療相談事業 予防接種要注意者からの予防接種の事前・事後における医療相談事業や、地域の医療機関等からの相談等の対応。	研修会の様子
	(3) 予防接種に関する知識や情報の提供 副反応を含む予防接種に関する知識や情報、さらには感染症に関する知識等の提供、医療従事者向け研修会等の実施。	

全国の予防接種センター（令和8年5月時点）



○ 予防接種センター機能は、現時点で21府県26カ所の設置に留まっています。
地域での予防接種の中核機能として、全都道府県への設置と機能強化について、引き続きご理解とご協力をお願いしたい。

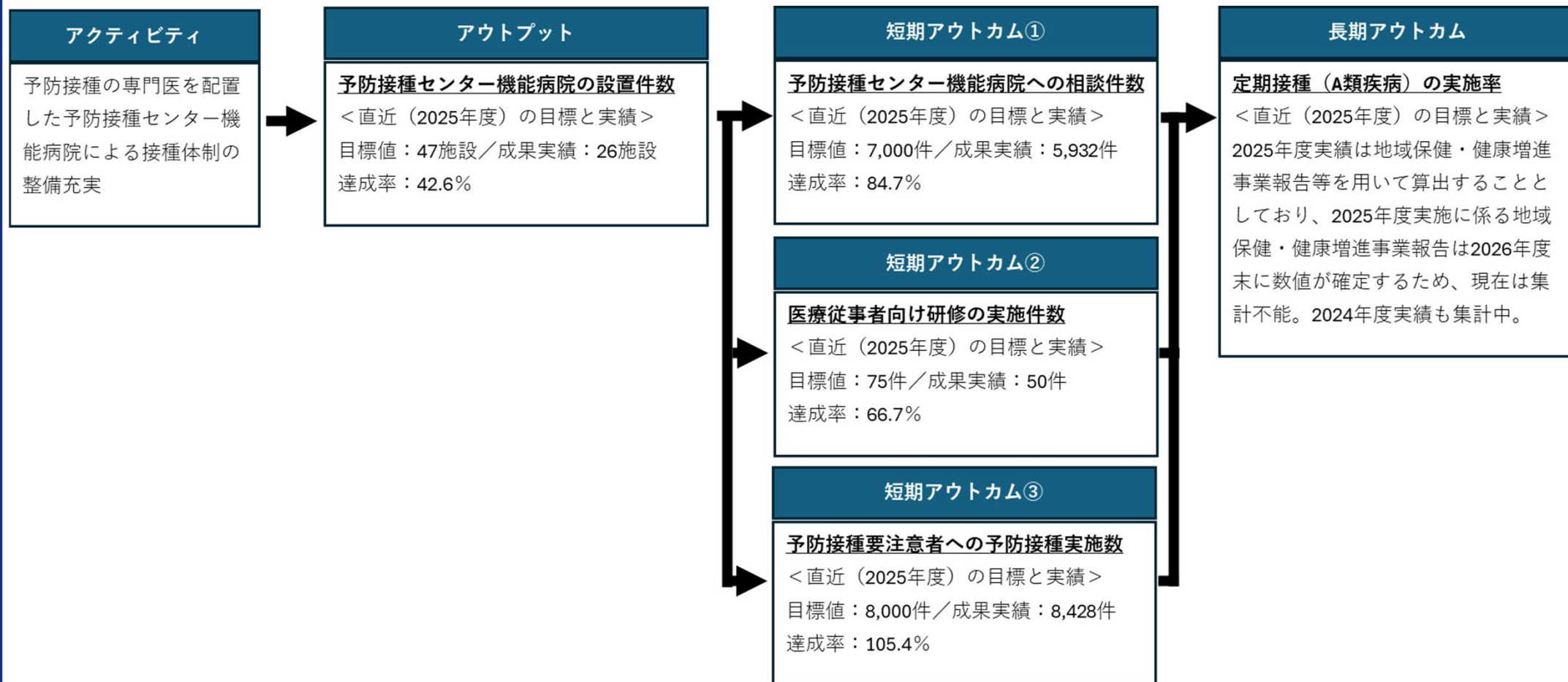
Ⅲ. 論点、見直しの方向性

論点と見直しの方向性①

論点①：成果指標の設定について

- 次の感染症危機時に都道府県が機動的な対応を可能とすること等を目的に令和6年度より事業メニューを追加しているが、予防接種センター機能推進事業に係る現行の成果指標等について、**現行の成果指標は有事も想定した都道府県の役割に直結するものではなく、見直しを図るべきではないか。**

現行の成果指標等



論点と見直しの方向性①

見直しの方向性①

- 次の感染症危機時も想定した都道府県の役割として、
「新型インフルエンザ等政府行動計画」（令和6年7月2日閣議決定）において都道府県に対して、
 - ・ ワクチンの研究開発を実施する大学等の研究機関支援に伴う人材の育成及び育成した人材のキャリア形成の支援等を通じた積極的な活用
 - ・ 医師会等の関係者と連携した平時からの関係構築、平時からの訓練実施を求めている。

- また、予防接種に関する基本的な計画（平成26年3月厚生労働省告示第121号、令和7年3月31日最終改正）においても都道府県の役割として、
 - ・ 予防接種に関わる医療従事者等の研修、地域の予防接種を支援するための中核機能を担う医療機関の整備及び強化、広域的な連携について協議する場を設けるための支援、緊急時におけるワクチンの円滑な供給の確保及び連絡調整を求めている。

- 上記を踏まえても、平時から有事に備え、関係者との連携体制の構築や人材の育成等を図ることとしており、**予防接種センター機能の設置も含め都道府県において、体制整備が図られていることが重要**である。

- このため、**長期アウトカムに都道府県の体制整備に関する指標を設定・検討することとしてはどうか。**
（長期アウトカムの例：人材確保数、関係機関との連携箇所数 等が想定される。）

論点と見直しの方向性②

論点②：事業実施主体^(※)について

- 次の感染症危機時に都道府県が機動的な対応を可能とすること等を目的に令和6年度より事業メニューを追加しているが、既存事業の単純追加により、**令和5年度までの「平時からの適切な予防接種の実施」に関する事業メニューと令和6年度からの「感染症有事に備えた体制整備の実施」に関する事業メニューが混在し、分かりづらい。**
- 現在の予防接種センター推進事業は、実施要綱上、予防接種センター機能を有する医療機関（以下、「予防接種センター」という）が事業実施主体となっており、都道府県が事業実施主体とはなっていない。
- このため、**事業メニューと事業実施主体を整理してはどうか。**

(※) 事業実施主体・・・本補助事業の実施主体は都道府県であるが、ここでは都道府県、都道府県から事業を請け負う予防接種センターの2つに区分して検討する

現行の事業メニュー

- 予防接種センターを事業実施主体とする事業メニュー
 - (ア) 予防接種事業（予防接種要注意者に対する予防接種の実施）
 - (イ) 休日・時間外の予防接種の実施
 - (ウ) 医療相談事業
 - (エ) 啓発事業（予防接種に関する知識や情報の提供）
 - (オ) 従事者研修事業
 - (キ) 予防接種についての知見の創出（地域課題研究）
 - (ク) 予防接種・感染症に関わる人材の教育
 - (ケ) 地域支援（自治体との連携、保健所、医療機関への情報提供、他の予防接種センターとの連携）
- 都道府県を実施主体とする事業メニュー
 - (カ) ワクチン流通情報収集事業（定期接種対象ワクチンの流通状況の把握）

論点と見直しの方向性②

見直しの方向性②

- 事業の役割を明確にする観点から、予防接種センター機能推進事業を2つの事業メニューに区分してはどうか。
 - 1) 平時からの適切な予防接種の実施の観点から (ア) ~ (エ) の事業メニュー
 - 2) 感染症有事に備えた体制整備の実施の観点から (オ) ~ (ケ) 事業メニュー
- 「平時からの適切な予防接種の実施」については、引き続き、予防接種センターを事業実施主体とすることが適切ではないか。
- 一方、「感染症有事に備えた体制整備の実施」は、都道府県として求められる役割であり、事業実施主体を都道府県にすべきではないか。
- なお、都道府県の実情に応じて、予防接種センターを感染症危機対応の連携ハブとすることも可能としてはどうか。

■事業の見直し案

(1) 予防接種事業

・実施主体

予防接種センター

・事業メニュー

要注意者への接種や相談等、市町村業務を補完するもの



- (ア) 予防接種事業 (予防接種要注意者に対する予防接種の実施)
- (イ) 休日・時間外の予防接種の実施
- (ウ) 医療相談事業
- (エ) 啓発事業 (予防接種に関する知識や情報の提供)

(2) 体制整備事業

・実施主体

都道府県 (予防接種センターも可)

・事業メニュー

人材育成等、医療機関との連携等を通じた感染症危機対応基盤を整備するもの



- (オ) 医療従事者研修事業
- (カ) ワクチン流通情報収集事業 (定期接種対象ワクチンの流通状況の把握を通じた連携体制構築)
- (キ) 予防接種についての知見の創出 (地域課題研究)
- (ク) 予防接種・感染症に関わる人材の教育
- (ケ) 地域支援 (自治体との連携、保健所、医療機関への情報提供、他の予防接種センターとの連携)

IV. 参考資料



定期接種の実施率

(厚生労働省HP「定期の予防接種実施者数」より)

○ 予防接種の実施率については、小児向けのA類疾病については大半で接種率9割以上となっている。

A類疾病

		R2	R3	R4	R5
		実施率 (%)	実施率 (%)	実施率 (%)	実施率 (%)
DPT-IPV	1回	101.3	98.1	96.4	103.2
	2回	102.7	98.3	96.6	104.5
	3回	103.8	98.2	96.4	105.6
	追加接種	105.5	98.1	91.8	93.7
DT	2期	85.5	77.3	73.9	75.5
麻しん	1期	98.5	93.5	95.4	94.9
	2期	94.7	93.8	92.4	92.0
風しん	1期	98.5	93.5	95.4	94.9
	2期	94.7	93.8	92.4	92.0
日本脳炎	1期初回 1回	119.1	85.4	106.5	101.3
	2回	122.0	85.6	102.5	98.8
	1期追加	111.5	53.5	127.5	99.4
	2期	109.2	45.5	124.4	105.7
結核		104.2	97.3	97.5	97.1
Hib感染症	1回	101.7	98.6	96.8	96.4
	2回	104.2	97.9	97.1	96.7
	3回	106.1	97.8	96.8	96.9
	追加接種	108.1	97.8	94.8	94.4
高齢者用肺炎球菌		15.8	14.0	11.9	13.9
インフルエンザ		65.6	55.7	57.8	54.3

		R2	R3	R4	R5	
		実施率 (%)	実施率 (%)	実施率 (%)	実施率 (%)	
小児用肺炎球菌	1回	101.2	98.6	96.8	96.3	
	2回	102.4	98.0	97.2	96.7	
	3回	103.2	97.9	96.9	96.9	
	追加接種	103.9	97.1	94.5	94.0	
ヒトパピローマウイルス感染症 2価・4価	1回	15.9	37.4	42.1	2.3	
	2回	11.6	34.4	38.6	4.7	
	3回	7.1	26.2	29.0	9.7	
ヒトパピローマウイルス感染症 9価	1回	-	-	-	59.5	
	2回	-	-	-	34.1	
	3回	-	-	-	13.1	
水痘	1回	101.2	96.2	95.5	95.4	
	2回	100.2	92.5	85.7	88.1	
B型肝炎	1回	101.0	98.0	96.0	95.6	
	2回	102.4	97.5	96.4	96.0	
	3回	102.4	95.3	94.3	95.2	
口タ	1価	1回	32.2	64.1	63.5	61.6
		2回	26.7	63.3	63.4	61.4
	5価	1回	15.3	32.1	31.0	32.6
		2回	12.7	32.4	31.1	32.6
		3回	9.8	32.0	30.5	32.2

【参考：予防接種実施率の算出方法】全てのワクチンにおいて、以下のとおり予防接種実施率を算出

接種実施者数(地域保健・健康増進事業報告による実数)÷対象人口(人口推計から、標準的接種期間を考慮した推計値)＝予防接種実施率

※対象人口が実数ではなく推計値であること、実施人口に標準的接種期間を過ぎて接種した者が一定数含まれること等の理由により、予防接種実施率が100%を超えているものがある。

B類疾病

令和5年度末までの国内の新型コロナワクチンの接種状況について

■これまでの総接種回数

436,323,643回 ※1

■令和5年秋開始接種の回数※2

全体		うち高齢者※3	
回数	接種率	回数	接種率
28,570,919	22.8%	19,508,658	54.4%

■接種回数別の内訳※4

	全体		うち高齢者※3		うち小児接種※5		うち乳幼児接種※6	
	回数	接種率	回数	接種率	回数	接種率	回数	接種率
総接種回数	436,323,643	-	195,780,495	-	4,542,987	-	562,327	-
うち1回目接種	104,761,469	80.3%	33,867,153	94.4%	1,769,824	24.5%	193,991	4.5%
うち2回目接種	103,473,276	79.4%	33,792,213	94.2%	1,715,973	23.8%	181,133	4.2%
うち3回目接種	86,700,808	67.0%	33,478,065	93.3%	736,187	10.2%	145,008	3.4%
うち4回目接種以上	141,388,090	-	94,643,064	-	321,003	-	42,195	-

※1：総接種回数は、令和6年3月31日までのものであり、1～7回目接種の合計。

※2：「令和5年秋開始接種の接種回数」は、令和5年9月20日以降の実績。

※3：高齢者は65歳以上。

※4：令和5年9月26日公表分より、接種率の計算に用いる人口データを最新のもの（令和5年1月1日現在の住民基本台帳に基づくもの）に変更。

併せて、接種率の算定にあたっては、死亡した方の、接種日が令和4年末までの接種回数は除いている。

※5：小児接種は、5歳以上11歳以下の方を対象にワクチンの接種を行うもの。

※6：乳幼児接種は、生後6か月以上4歳以下の方を対象にワクチンの接種を行うもの。

予防接種センター機能推進事業実施要綱①

1 主旨及び目的

予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく定期の予防接種がより安全かつ有効に実施されるようにすることにより、予防接種率の向上を図るとともに、健康被害の発生防止に万全を期することを目的とする。

また、ワクチンの安定供給に取り組むことにより、定期の予防接種の円滑かつ適正な実施を確保することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。

都道府県知事は、予防接種センター機能を備えていると認められる医療機関をその同意を得た上で予防接種センター（管内に1か所程度）に指定する。なお、この「医療機関」は、「病院」のほか地域の実情に鑑みて適切な「診療所」を指定しても差し支えない。

3 予防接種センター機能

予防接種センターは、事業目的を達成するため、以下の（1）及び（2）の機能を備えること。
また、（3）の機能を備えることが望ましい。

- （1）相談窓口を開設し、広く国民に対し予防接種に関する啓発（効果や副反応）及び情報提供（感染症に関する知識など）を実施するとともに、予防接種の事前・事後の医療相談を行うこと。
- （2）予防接種要注意者（心臓血管系疾患等の基礎疾患を有する者、全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者等）が安心して予防接種が受けられるよう、平日・休日・時間外に専門医師を配置し、十分な医療相談を実施するとともに予防接種を行うこと。
- （3）医療従事者が予防接種に関する知識・技術レベルを向上させることができるよう、実技演習を含む予防接種研修を行うこと。

4 事業内容

- （1）予防接種センター機能を有する医療機関は、次に掲げる事業の全部又は一部を実施する。なお、オ～キに掲げる事業を実施するセンターについては、年1回程度、厚生労働省に対して実施状況を報告すること。

ア 予防接種の実施等

平日、休日・時間外において、慎重に予防接種を実施する必要がある予防接種要注意者等に対する予防接種を市町村からの委託により実施すること。

また、健康被害が発生した場合に迅速かつ的確な対応を図るものであること。

予防接種センター機能推進事業実施要綱②

4 事業内容

イ 国民への予防接種に関する正しい知識や情報の提供

副反応を含む予防接種に関する正しい知識や情報、さらには感染症に関する知識等の提供を行うこと。

ウ 医療相談事業

予防接種要注意者に対し、予防接種の事前・事後における医療相談事業を実施すること。

また、地域における予防接種に対する支援機関として、地域の医療機関等からの相談等にも応ずるものとする。

エ 医療従事者向け研修の実施

医療従事者において、予防接種の手技、器具の取扱い、感染防止策、感染事例、感染症の正確な知識等を学び続けるため、国が例示する最新の知見を踏まえたカリキュラムやテキストを使用するなどして、地域の医師会等と連携しつつ、医療従事者を対象とする研修を実施すること。

オ 予防接種に関する知見の創出

地域において 予防接種 施策 を実施する上で必要となる調査研究（安全性・有効性の評価、接種率が低い要因の分析、感染症の発生動向の分析、有効な 接種勧奨の方法や対象の属性などを実施し、各地域のニーズに応じた予防接種についての知見を創出する。

カ 予防接種・感染症に関わる人材の教育

専門的な知見を有する医師等の医療従事者の確保や平素の予防接種施策の向上に資するため、センターに所属する医師等が、都道府県及び所属医療機関が認める学会や研修等への参加や、国内外の予防接種に関する先進的取組に関する情報収集の機会を確保するなど、地域における医師等の育成を行う。

キ 地域支援

オで得られた知見を自治体、保健所、医療機関等へ情報提供するとともに、他の予防接種センターと連携し、予防接種について関係者の理解を促す。

(2) ワクチン流通情報収集等事業

都道府県は、管内の卸売販売業者、定期接種実施医療機関等における定期の予防接種に使用するワクチン（以下「ワクチン」という。）の在庫状況を定期的かつ継続的に把握すること。また、管内におけるワクチンの偏在等の発生に備え、ワクチンの在庫状況及び定期接種実施医療機関等におけるワクチンの需給状況等を速やかに把握できる体制を整備し、関係者間で適宜情報共有を図るなど、ワクチンの安定供給に資する対応を実施すること。

5 費用負担費用負担

都道府県が、この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。